

平成 17 年度 国立大学法人宇都宮大学 年度計画

平成 17 年 3 月 31 日届出

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学士課程

- 初期導入教育，リテラシー教育及び教養教育から構成される共通教育の目標を実現するために，教育内容と方法について具体的検討を進め，平成 16 年度に構築した実施体制の充実を図る。
- 各学部教育の目標にふさわしい卒業後の進路を確保するために，全学並びに学部ごとに，適切な学生指導を行う。
- 教育企画会議のもとで，学外者による評価も含め教育の成果を検証するための方策について引き続き検討する。

大学院課程

- 修士課程及び博士前期課程の目標を達成するために，大学院修士課程及び博士前期課程の教育について見直し，社会の要請に応える新たな教育分野（MOT 等）の充実に向け検討する。
- 社会の要請に応える大学院の構築を目指し，教育研究の進展に対応した教育課程を編成し，必要に応じて学生定員のあり方について検討する。
- 博士後期課程の，いわゆる“逆 T 字型”の人材育成の強化を目指した副専門研修の充実について，専門知識実践型インターンシップの適用も含めてさらに検討を進める。
- 各研究科において教育の成果を検証するために，同窓会や広く社会の識者を含めた評価を行う。

学生収容定員

- 年度別学生収容定員は別表のとおりとする。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

学士課程の入学選抜の具体的措置

- アドミッション・ポリシーを入学選抜要項，募集要項，ホームページ等で周知し，目的意識をもった質の高い受験生の確保を目指す。
- アドミッション・ポリシーにそった国際学部の推薦入試の拡大，教育学部の大枠入試，工学部情報工学科の AO(Admissions Office)入試を平成 18 年度入試に実施する。
- 平成 18 年度入試は新学習指導要領による最初の受験であることから，適切な出題になるよう周知徹底を図る。
- 学生募集の対象となる受験者層が求めている情報等ニーズに即したガイダンスを実施する。
- 大学のキャッチフレーズ及びアドミッション・ポリシーについて，広報誌の発行等により学内外に広く浸透を図る。
- 高校訪問を積極的に展開するとともに，高大教育連携協議会等を通じて高等学校側と継続的に意思疎通を図り，高校生への授業公開を進め，本学のガイダンス機能を強化する。
- 公開講座の履修者との懇談会及びアンケート調査を実施する。

- 英語のホームページを更新し大学案内を充実させることによって、留学生の受入れを図る。
- 質の高い留学生を確保するため、「日本留学試験を利用した渡日前入学による5年間受入」について検討に着手する。

学士課程の教育課程編成の具体的措置

- 初期導入教育、リテラシー教育及び教養教育のカテゴリーを基本にした教育課程を充実するために、授業科目の改善・精選を更に進め、学生の積極的な履修を促す。
- 「大学コンソーシアムとちぎ（仮称）」の企画のもとに、県内高等教育機関によるとちぎバーチャル・ユニバーシティ（仮称）の授業科目を採り入れたカリキュラムの編成について検討する。
- 引き続き、学外（企業等）の教育力を導入して、教育課程の内容の充実を図る。
- 学部の専門分野ごとに実践的専門性を培うための精選されたコア・カリキュラムを編成し、個々の授業内容の充実を図るとともに、学生の興味関心に応じた柔軟な履修方法の開発に向けた検討を進める。その際、4年一貫教育を目指して、共通教育科目と専門教育科目の連携を図る。
- 入学後の学生の進路変更（転部・転科を含む）について、適切な学生指導の徹底を図ると同時に進路変更した学生の履修状況についてフォローアップを行い、適切な履修指導を行う。
- 大学院進学者の多様化に対応するため、学部教育と大学院教育の役割を改めて明確にするとともに、大学院と学部との単位互換等、必要に応じて学部専門教育の履修のあり方を更に検討する。

学士課程の教育方法の具体的措置

- シラバスなどの授業計画書を充実し、コア・カリキュラムを提示し、目的にそった履修ができるよう学習支援を強化する。
- 共通教育科目に「キャリア創造科目」を開設し、学生の進路指導の充実を図るとともに学生の自主的な履修を図る。
- 学生の自学自習を促すために、学内情報端末を活用した語学教育等の教育方法の構築を図る。
- 国際学部では、平成16年度に実施した調査を踏まえ、APSIAを視野に入れた教育カリキュラムの編成を検討する。
- 工学部では、JABEE特別委員会を中心に、各JABEE受審プログラム単位でのJABEE対応を進める。
- インターンシップの充実に関して継続審議するとともに、工学部では、プロジェクト創作活動の認定と支援、機械使用ライセンス制度の充実と拡大を図る。また、創成工学実践に置いてアドバイザー任用を進める。

学士課程の成績評価の具体的措置

- 学科、課程（講座）、及び全学共通教育の専門領域ごとの教員団が、各授業科目の達成目標にふさわしい達成度評価法と基準を組織的に考究するためにFD（Faculty Development）を行い、その成果は学生に公表する。
- FD委員会でGPA（Grade Point Average）を基本にした総合的達成度評価法とそれを活用した指導法について、先行事例の調査研究を進めるとともに、学生の指導のために試行する。

大学院課程の入学選抜の具体的措置

- 大学のキャッチフレーズを活用し、研究科のアドミッション・ポリシーの浸透

を図る。

- 社会人や留学生などにも配慮した，効果的な入学者選抜方法の改善を図る。
- 留学生の大学院進学を一層促すために，外国人留学生特別選抜試験制度を見直す。
- 社会人や留学生を積極的に受入れるために，各研究科の教育課程の改善を推進する。

大学院課程の教育課程の具体的措置

- シラバスなどの授業計画書を充実して学習支援を強化する。
- 修士課程及び博士前期課程にあっては，精選した専門授業科目を中心に教育課程を編成してその内容の充実を図るとともに，少人数の実践的な教育の場を通じて，創造性と課題解決能力を育成する。
- 博士後期課程にあっては，創造性を一層促すため，副専門研修を充実・強化する。

大学院課程の教育方法の具体的措置

- 国際学研究科では，APSIA などを視野に入れて国際交流研究専攻の「国際学臨地研究」を平成 16 年度の実施を踏まえ更に推進する。
- インターンシップなど実践的な教育の場を更に拡充する。
- 研究指導を強化するため，学位論文の研究指導に複数の教員による指導体制を一層充実させる。

大学院課程の成績評価の具体的措置

- 関連する教員団が各授業科目の達成目標を明確にし，達成度評価法と基準を各研究科において組織的に検討する。
- 教育企画会議及び FD 委員会で GPA を基本にした総合的達成度評価法について，先行事例を中心に引き続き調査研究する。

教育方法の改善の具体的措置

- 各教育課程の FD を学部・学科・研究科ごとに実施し，教育内容の充実と質の向上改善に努める。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員等の配置に関する具体的措置

- 教育企画会議及び教務委員会で，各学部・学科・研究科相互の連携を深める観点から，専任教員の授業担当のあり方を見直す。
- 教務委員会において，平成 18 年度実施に向けて非常勤講師の配置に関する見直しを行う。

教育環境の整備に関する具体的な措置

- 大学情報基盤構築プロジェクトにおいて策定中の大学情報基盤構築計画に沿って，全学的に情報システムの有効活用と安全性の確立を行うために，既存のシステムを見直し，必要なシステムの再構築を行う。
- 既存の教務情報のファイリングシステムを平成 18 年度に全面的に更新するに当たって，平成 17 年度は試用期間とし，システムの完成を目指す。
- 附属図書館の教育支援を一層強化するために必要な経費の配分を行うと同時に，継続してシラバス掲載図書の計画的充実を図る。
- 既設の CANS (Campus Advanced Network System) を中心にした教育情報基盤を活用し，教育支援の効率化を図る。
- 昨年度実績に引き続き，実験，演習，実技，実習等の実践的教育のための施設及び設備を充実させる。

- 環境整備の整った教室の有効利用を図る。
- 学内共同利用施設の有効利用に向けた基本的事項の検証を昨年度に引き続き実施し、今年度中にその方向性を提示する。
- 課外活動を一層促すために、昨年度完成の課外活動施設（第１期工事分）の有効利用を図るとともに、第２期工事分の早期完成及び供用に向けて努力する。

教育の質の改善のためのシステムに関する具体的措置

- 教育企画会議において、本学における教育の基本方針及び教育の質の改善の具体的方策について引き続き検討を進める。
- 教育企画会議のもとで、FD委員会と学部・研究科の教務委員会、学科（課程）、専攻の教務検討組織と連携することにより、広く学内外の識者の意見を取り入れながら、教育の質の向上に向けたシステムの開発を行う。
- 教育の質の改善につながるよう、ベストティーチャー賞の位置づけや実施方法等について更に検討する。
- 教育の質の改善のために、FDを併用した教育評価の基本方針について検討する。
- ワークショップによるFDを段階的かつ継続的に実施し、教育力の向上を図る。
- 学生による授業評価を全教員を対象に引き続き実施し、結果を公表する。
- 留学生センターが中心となり、全学共通教育として、国際理解のための科目の開講を検討する。

内外の高等教育機関との連携のための具体的措置

- 近隣の大学等を中心に、高等教育の連携組織を整備し、単位互換の推進などを通じて、教育の質的、量的充実に努める。特に栃木県内にあっては、高等教育連絡協議会「大学コンソーシアムとちぎ（仮称）」の企画するとちぎバーチャル・ユニバーシティ（仮称）を充実し、一層の連携強化を図る。
- 近隣の大学等と連携した大学院構想を検討する。
- 茨城大学留学生センターとの共催で「留学生センターシンポジウム」を宇都宮大学で開催する。平成１８年度以降も場所を茨城大学と交互に開催する。
- 外国の高等教育機関へ留学した学生の修得した単位の認定は、柔軟に運用できるように検討する。

学部・研究科の特色を活かした教育の目標を達成するための具体的措置

- 国際学部・国際学研究科は、APSIAの理念と目的である、政府・民間・非営利の三部門における国際的高度専門職業人養成に向けて、新設の「国際交流研究専攻」を中心に、特に市民レベルの国際交流・国際貢献に関わる教育研究体制を整備し、この分野の実践的教育を更に充実させる。
- 教育学部・教育学研究科は、学校や地域の要請に応えて大学教員や学生を派遣する窓口として「スクール・サポート・センター」を設置し、学校や地域の教育活動を総合的に支援するとともに、地域支援と学部・大学院（附属教育実践総合センター、附属学校園を含む。）の教育・研究との融合・充実を図る。
- ものづくり創成工学センターを中心にして、インターンシップの充実に関して継続審議するとともに、プロジェクト創作活動の認定と支援、機械使用ライセンス制度の充実と拡大を図る。また、博士後期課程におけるインターンシップ導入計画を含めて議論を進める。
- 農学部・農学研究科（修士課程）は、「現場から発想し、現場に貢献する農学の創造」をモットーに教育を一層充実させる。特に「アグリカレッジ」（「アグリ支援機構」の教育部門として県内農業高校生を対象とした授業）等によ

て農学の知を地域に発信するとともに、「専門科目インターンシップ」(県内の農業士会などと連携して実施)等では地域の知と連携して大学教育の充実を図る。このように、地域と双方向性のある多世代に向けた教育を大切にしながら一層発展させる。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習支援に関する具体的措置

- 附属図書館は、日曜開館を継続し学生の自主的学習環境を支援する。
- 附属図書館は、教育支援を本格的に開始する一環として、学術情報リテラシー教育体制を強化する。
- 附属図書館は、学生の自主的学習環境を支援する一環として、キャリア教育を側面から支援するために必要な資料コーナーを設ける。
- 使用済み図書の利活用を図るために、図書のリサイクルコーナーを設け、学内教職員・学生から不用図書の寄附を仰ぐ。
- 全学的な視点で、TA(Teaching Assistant)、チューターの任務、配置及び採用のあり方を見直すとともに、研修に努める。
- オフィスアワーや予約制による面談時間を設けて、学習支援の充実を図る。

生活支援に関する具体的措置

- 保健管理センターに非常勤のカウンセラー2名を継続採用し、相談体制の見直しを検討するとともに、学生の相談しやすい環境の整備を図り学生の生活、心身の健康、対人関係の問題に対処する支援を強化する。
- アカデミックハラスメントやセクシュアルハラスメントも含めて、それぞれの問題に対処する支援を引き続き充実する。
- 課外活動団体の届出・認定制度の適切な運用を図るとともに、課外活動共用施設の管理・運営体制の確立及び施設・設備等を整備し、学生の自主的活動を積極的に支援する。また優れた活動に対しては、引き続き学長表彰を行う。
- 留学生後援会の活動内容の資金貸与事業等をさらに強化するとともに、昨年から開始した住宅支援事業やホームステイ事業等の拡充を図る。
- 留学生の支援体制をより充実させるために、陽東地区に留学生センター分室を設けることを検討する。
- 長期履修制度を周知して、大学院学生の生活及び学習環境の一層の改善を図る。
- 学生生活支援委員会において、本学独自の奨学金制度の可能性を検討する。
- 学生の保護者によって構成される学生後援会会員への広報活動を更に充実し、学生の大学における学習・生活・就職支援等の充実を図る。

就職支援に関する具体的措置

- キャリアアドバイザーを配置し、就職支援体制を一層強化する。
- 適性と能力に合った職業選択の目を養うため、就職支援委員会及び教務委員会においてキャリア教育の充実を図る。
- キャリア形成支援の一環として、起業家育成のための学内支援方法を検討するとともに、ボランティア活動の育成を支援する体制を構築する。
- インターンシップ制度を積極的に活用し、就職支援体制を充実させる。
- 就職情報の提供などの就職支援活動を充実・強化する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性に関する具体的措置

- 学部長裁量経費を活用して、各学部での個性的で発展性のある研究を積極的に支援する。
- 研究企画会議において、「持続可能な社会の形成を促す研究」のあり方を含めて、新たな選定方針のもとに、本学を代表する研究プロジェクトを選定する。
- 研究企画会議が中心となり、外部大型研究資金獲得を目指すものや、必ずしもそれになじまないが個性的で発展性のある研究を本学を代表する重点研究プロジェクトとして選定し、それに研究推進のため効果的な支援を行う。

成果の社会への還元に関する具体的措置

- 地域貢献・地域振興活動を更に活発化・活性化していくために、新たな宇都宮大学シーズ集（産学官連携資源集）の作成や研究シーズ発表会を行い、シーズを迅速かつ効果的に広報し、産学官連携活動を積極的に推進する。
- 教員の研究情報ファイリングシステムの構築に着手し、社会のニーズに合わせた情報の蓄積と公開に向け検討を開始する。
- 昨年度調査した学術標本等の保存・維持管理方法及び新たな標本づくり並びに期間を限定した展示（例えば大学祭）等での公開方法を検討する。
- 産業界等のニーズを的確に把握・整理して学内に周知することにより、地域共生研究開発センター等の学内センターと産官との連携を強化するとともに、産学交流会を開催し、研究成果の社会還元を積極的に展開する。
- 「とちぎ産業創造プラザ」（栃木県）内に設置した「とちぎ大学連携サテライトオフィス」を、とちぎ産学官連携、学・学連携等活動の推進のために積極的に活用する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的措置

- 本学を代表する重点研究プロジェクトの評価に学外者による評価を導入し、研究水準の高度化と進度を図る。
- 各学部・施設等において、研究水準の把握とその向上のため、研究に関する点検評価システムの検討を開始する。

（２）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

研究者等の配置及び研究資金の配分に関する具体的措置

- 研究企画会議は、採択された重点研究プロジェクトについて効果的に研究資金等の支援を行う。
- 萌芽的研究及び若手教員による優れた研究を育成するために資金的支援と、研究企画会議を中心に各学部から選定した学内アドバイザーを配置し、積極的な支援を行う。
- 全学的あるいは学内外で随時編成される共同研究プロジェクトに対して、特任研究員等の導入を進めるとともに、研究企画会議を中心に評価し、必要な研究資金の支援を行う。
- 必要な資金源として間接経費を拡大、導入し、研究者のインセンティブを高める方策を検討する。
- 教員の教育研究に関する自己の質的な刷新を促すことができる制度並びに研究に専念できる期間を設定できる制度等の導入の検討に着手する。
- 科学研究費補助金及び受託研究費や外部大型プロジェクト研究費あるいは寄付金等の外部資金の積極的導入を奨励し、その成果（申請、採択等）を平成１８年度の教員の研究費配分に反映させ、人事評価に反映させる方策とその具体化の検討を行う。

研究環境の整備・充実に関する具体的措置

- 研究設備の有効利用を図るため、研究企画会議でその方策を検討し、その結果のもとに、共同利用可能な研究設備の一覧表を作成し、ウェブサイト上で学内外に公表する。
- 全学的あるいは学内外で随時編成される共同研究プロジェクトに対し、特に必要とされる場合には、そのチーム等の研究に必要な施設等を確保するための検討を行う。
- 研究活動の成果を知的財産として管理する体制の強化を図るために、地域共生研究開発センターと連携のうえ知的財産本部を設置し、知的財産の創出、特許出願件数の増加を含めた知的財産の確保の強化とその活用の促進並びに知的財産を育む教育研究の充実のため、予算及び人材を確保するとともに技術移転機関等の検討を行う。
- 研究支援のための学術情報資料の整備充実を図るために、電子ジャーナルを始めとする学術情報資料を、「附属図書館学術雑誌基本整備方針」に基づき継続的に整備充実する。そのために、購読経費を全学共通経費化し、それらの利用促進のためのユーザ講習会を継続的に行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

教育研究における社会との連携等に関する具体的措置

- 産学官連携のプロジェクトを効果的に推進するため、地域共生研究開発センターをはじめとする関係部局の機能を拡充強化する。また、地域連携協議会等で計画された関連事業を推進する。
- 国立大学地域交流ネットワークに積極的に参加する。
- 近隣の各種教育研究機関や企業等と連携した研究プロジェクトを推進するための方策を、研究企画会議を中心に検討する、
- 栃木県 JICA 専門家連絡会との「国際協力シンポジウム」や、地域国際支援団体との「国際キャリア合宿セミナー」を引き続き開催するとともに、その経験を基に留学生センター及び就職支援室が協力して社会との連携の可能性について検討を進める。
- 附属図書館に所蔵する特色ある貴重資料を整理し、展示会や講演会などの公開サービスを提供する。
- 附属図書館は、使用済み図書のリ活用を図るために、図書のリサイクルコーナーを設け、学内教職員・学生から不用図書の寄附を仰ぎ、地域に広く開放する。
- 地域の学校等と協力して、小・中学生に向けた理科教育の重要性とその面白さを体感させる企画を主催する。
- 学内共同利用施設及び機器の社会開放を拡大する。
- 社会人に対する大学院教育の機会の拡充に努めるために、サテライト授業や教育訓練給付制度を活用する。
- 公開講座等の内容を受講者のニーズに即して充実させるとともに、高齢者や身体障害者など受講者の事情に配慮した受講環境を整備する。
- 「大学コンソ - シアムとちぎ (仮称)」を通じて、単位互換や共同研究等の推進を図る。
- 平成 15 年 2 月に新設された「高大教育連携協議会」を核にして、県内の高等学校との教育連携を更に強化する。
- 「とちぎ大学連携サテライトオフィス」を拠点として、栃木県産業振興センタ

一との協力体制を強化し、産学官連携及び県内大学間の研究教育活動の連携を推進する。また、その一環として、学生による研究発表会を継続して開催する。
教育研究における国際交流・協力等に関する具体的措置

- 海外の諸大学との提携を拡充するとともに、学生・教職員の教育研究や研修等に係る国際交流や国際貢献を、本学の特色を生かしながら重点的に進める。
- 栃木県の協力を得ながら、中国浙江省にある協定大学との間の留学生の増加や研究プロジェクトの推進など国際交流を一層推進する。
- 留学生の受け入れ・派遣体制の一層の充実を図るために、日本留学フェアへの参加や、交流協定締結校との一層の関係強化を図る。
- 協定大学と連携・協力して、短期語学・文化研修のための留学生の受け入れと派遣を実施する。
- 国際協力プロジェクトに関する資料の蓄積と整理を進めるとともに、教員の協力可能分野について調査して（国際協力専門委員会）、JICA等からの協力の打診に対して、機敏に対応できる体制を作る。
- 国際協力のあり方や、支援体制の整備を図る。

（２）附属病院に関する目標を達成するための措置

[記載事項なし]

（３）附属学校に関する目標を達成するための措置

- 教育実習の内容充実のために、学部と連携して実習期間や実習人数などの改善を進める。
- 附属学校は相互に協力するとともに学部と連携しながら、多様なニーズをもつ子どものための特別支援教育のあり方を引き続き検討する。
- 附属学校の保護者との連携を基盤にして地域との交流活動を継続し、更に充実させるとともに、地域及び学部の教育力を活用した教育活動について試行していく。
- スクール・カウンセラーなどを含めた附属学校の教育相談体制を検討し、試行する。
- 附属学校間の連携を強化し、研究組織を構築し共通研究日を設定し研究を進め、連携や一貫教育についての方向性を明らかにする。
- 附属学校の教育改善をテーマとした共同研究を学部・附属学校の連携により継続し、研究発表会等を通じて地域に公開していく。
- 附属学校教員及び公立学校教員の資質向上のために、学部・附属学校・教育委員会等と連携した研修会を継続するとともに、校外研修会等に附属学校教員を講師として派遣していく。
- 附属学校の施設・設備の相互利用の実態を明確にし、有効な相互利用を実践しながら改善を加える。
- 学校生活の安全を強化するために保護者や地域と協力し、引き続き守衛を置くとともに、安全教育について改善を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

１ 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

適正な経営基本方針の確立と実践

- 県内自治体との間で構成する「地域連携協議会」（平成１４年設立）や栃木県及び県内高等学校との間で構成する「高大教育連携協議会」など、諸団体との

交流活動を通じ、また、各学部と同窓会活動のチャンネルなどを活用して、大学に対する将来にわたる社会のニーズを敏感にかつ的確に把握することに努める。

- 地域との連携を推進し、地域の“知”を大学の運営に活かすため、「宇都宮大学懇話会（仮称）」を設置する。
- 昨年度に引き続き、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や現況資源の有効利用を進め、健全な財務体質の維持を図る。

機動的・効率的な全学的意思決定と運営を可能とする組織体制の確立

- 学長のリーダーシップのもと、役員組織の企画立案機能の強化を引き続き図る。運営連絡会を通じて、役員組織と事務部門を含め相互の連結を強化し、より機動的な業務執行とその周知を図る。また、役員組織と各学部長等との連絡調整を一層密にするため、企画調整会議において学内合意形成の円滑化を進める。
- 各種委員会の自己点検を積極的に進め、引き続き柔軟で機能的かつ透明性の高い運用に努める。
- 各種委員会の見直しを行い、委員会の整理再編を図るとともに、必要に応じてワーキンググループやプロジェクト方式への移行を進める。
- 各教職員への情報の伝達手段の見直しを行い、情報伝達の適確化・迅速化を図る。

大学運営に対する学内構成員の参画・関与を確保するための方策

- 学内合意形成の基盤として、学部間の円滑な意思疎通、全学的視野の共有を図るため、大学運営に関する情報交流を促進する。その一環として、平成16年度に実施した事務系・技術系職員との職階別懇談会等を継続的に実施するだけでなく、新たに教員の階層別懇談会を実施する。また、学生との直接交流の機会を継続して設ける。
- 教員の大学運営業務への積極的な参画を促すため、その貢献を適切に評価するシステムを引き続き検討する。また、事務職員の各種委員会への参画を継続する。

透明性の確保及びアカウンタビリティの向上に関する方策

- 大学情報基盤構築計画に沿って、インターネット・ウェブサイト及び各種メディアへの情報提供を、合理的かつ迅速に行うためのシステムの構築に着手する。
- 学内外への広報機能を充実させるため、広報体制の強化と、学生の広報活動への参画を推進する。
- 収集情報の集約化とアクセス権の確立・認証システムの確立を行い、学内外に対する情報の安全性に関する責任体制の確立を行う。

点検・評価体制と合理的資源配分に関する方策

- 点検・評価会議において、合理的資源配分の観点で、学内諸活動における点検・評価を進める。
- 各種委員会等の点検・評価を行い、機動的な運用に努める。
- 点検・評価の結果と社会のニーズの的確な把握に基づき、人材・予算の重点配分を引き続き実行する。

学部長を中心とした機動的・戦略的な学部運営に関する具体的方策

- 各学部における教育・研究・運営等の基本方針の策定に関わる教授会の役割に配慮しながら、学部長補佐体制を強化し、学部運営の機動性を高める。
- 各学部において中期計画に向けた組織変革が意図どおりに機能しているか、引き続き点検を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 学長のリーダーシップのもとに、役員と各学部長等との連絡調整を密にしながら、教育研究組織の見直しを進める。
- 人的資源の有効な活用と教育、研究及び社会貢献の一層の充実を図るため、学部・研究科を越えた研究組織と教育組織のあり方を検討する。
- 本学の教育・研究上の特徴を出しながら、且つ社会の要請に応えるため、国際学研究科、教育学研究科、工学研究科及び農学研究科の再編を含め新研究科又は新専攻の設置の可能性を検討する。
- キャリア教育の充実のために、キャリア教育センター(仮称)の設置について、教育企画会議及び就職支援委員会において検討する。
- 社会や時代の新しい要請に応えられるように、生涯学習教育研究センターの機能の向上を図り、社会人の生涯教育、学内教養教育(共通教育)への貢献度を高めることができるように、教育学部、国際学部と協力して、総合教育研究開発センター(仮称)への方策の検討を進める。
- 総合情報処理センターのメディア基盤センター(仮称)への改組及び附属図書館とメディア基盤センター(仮称)が連携した学術情報メディア機構(仮称)の設置について検討する。
- 附属図書館と総合情報処理センターの連携のもとに、学内外学術情報等の集約化へ必要な教育研究システムの確立へ向けて一層の推進を図る。
- 留学生センターの機能を拡充し、国際交流の推進に貢献できるように、国際交流センター(仮称)への転換を検討する。
- 遺伝子実験施設は農学部等と協力し、バイオサイエンス教育研究センター(仮称)への検討を進める。
- 地域共生研究開発センター設置に伴い、産学官共同研究開発の一層の推進、地域連携の強化、起業化促進、ベンチャーマインドをもった人材の育成、知的財産の創出と確保及び管理運営の強化等を図る。
- 野生植物科学研究センターを国内外の研究者等に開放するとともに、農学部等と協力し、国際貢献、地域貢献の拠点となるように全国共同利用化を含め研究組織と機能の見直しを進める。
- 農学研究科(博士課程)は、東京農工大学大学院連合農学研究科を維持し、実践的な高度専門職業人及び研究者を育成する。なお、次期中期計画期間中における各大学間の連携のあり方について、ワーキンググループを立ち上げて検討を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

戦略的な人的資源の活用に関する具体的方策

- 学長のもとに人事(人員及び人件費)に関する検討組織(プロジェクト)を置き、全学的かつ中長期的に管理する基本方針案を策定する。
- 人事調整会議において、教員に関する任用計画、採用、昇任の基本方針に則った適正な教員人事を進める。

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- 点検・評価会議において、教員の評価システムの素案を策定する。
- 教員の評価システムの素案に合わせ、人事評価のあり方を検討する。
- 人事制度検討プロジェクトにおいて、事務職員等の個人評価システムの構築に

向け，引き続き検討する。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- 人事制度検討プロジェクトにおいて，裁量労働制等の導入について引き続き検討する。
- 社会の第一線で活躍している人材及び大学教職員の退職者を教育研究及び社会貢献等に活用できる柔軟な人材登用を行い，社会の人材を積極的に活用する。
- 教職員の兼業実態を十分調査分析し，兼職の導入による効果について引き続き検討する。
- 教員選考の基本指針及び教員の選考基準の規程に基づき，教員選考に関して，原則公募制を維持する。
- 教員の資質向上及び教育研究の活性化を目的として，任期制及び有期労働契約制度の効果的な活用を引き続き図る。
- 有期労働契約の実績及び「大学教員の任期に関する法律」に基づく任期付教員の実態を点検し，教員の資質向上に向けた任期制のあり方を検討する。
- 男女共同参画社会基本法に配慮して職場環境の充実に努める。
- 外国からも応募しやすい環境を整備するとともに，外国への公募を強化し，教育研究面での国際化に対応した外国人教員の採用に努める。

事務職員等の採用・養成に関する具体的方策

- 事務職員等の採用に当たっては，広く人材を募集し，職種に応じ，柔軟かつ公正な採用方針により，有能な人材の確保に引き続き努める。また，事務職員等の養成について，新たに「人材育成に関するビジョン」を策定し，資質や専門性の向上に向けた積極的な取り組みを行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 外部委託や非常勤職員のあり方などを含め，業務処理内容の調査分析を引き続き実施し，より機能的な組織になるよう見直しを図る。
- 大学運営の効率化を図るための組織として，「学長室（仮称）」及び「学術研究部（仮称）」を設置するとともに，事務組織の合理化を図る。
- 各部局間の連携を重視し，適宜，対応するチームを編成するなど，部局間にわたる新たな課題に対応する。
- 職員個々の適正・専門性の向上を図る観点から，部門間の異動及び他機関との交流等を適切に行う。
- 旅費計算事務等の簡素合理化を図るとともに，給与計算システム等の外部委託化について検討する。
- 財務会計システムの見直しによる省力化に向けたシステムの検討に着手する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 研究企画会議及び教育企画会議が中心となり，外部研究資金その他自己収入増加のための基本的な戦略を構築する。
- 学内のアドバイザーによる若手教員の科学研究費補助金申請書に関する指導・助言を行い，申請件数の増加に努める。また，外部資金を積極的に導入するための支援体制を整備するため，地域共生研究開発センターのコーディネータの活用を一層推進する。

- 研究企画会議が中心となり，国，地方自治体等が公募する各種の産学官連携等による共同研究開発事業及び各種財団等の補助金制度を活用し，外部研究資金の導入を図るために必要な体制としてシニアコーディネータの配置を検討する。
- 各種の大型外部資金による研究を受託するために，研究プロジェクトを組織化する。
- 寄付金等外部から受け入れる研究費について，間接経費導入の推進を図る。
- 財務改善に資するため，中長期的な財政基盤拡充方策について検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 民間等における経費抑制方策を参考にして，全学的な視点に立ち，各種経費等の削減を図る。
- 光熱水料，消耗品費などの管理的経費の節減・合理化計画に基づき，全学的に経費節減を一層推進する。
- 各教育課程の授業科目の精選を行い，非常勤講師の削減を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 既存の資産については，大学全体について総合的・長期的視点から，教育研究活動に最も有効的・効率的に確保・活用ができるような検討を引き続き行い，資産の適正管理に努める。
- 昨年度制定した「余裕資金の運用に関する内規」に基づき，一時的な余裕資金について，引き続き，安全かつ効率的な運用を行う。
- 学部・学科等を越えた共同利用を促進するため，共同利用可能な備品等のリストの更新を行い，学内イントラネット上等に公開する。
- 大学の施設・設備については，地域や民間企業等に開放しやすいよう，利用手続きの簡素化や広報のあり方等を引き続き検討する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 点検・評価会議において，自己点検・評価システムを引き続き検討し構築する。
- 担当理事のもとに，情報委員会を再編成するとともに，教育・研究・社会貢献・国際交流等に関する教職員・学生等の学内外諸活動の情報を収集・整理・蓄積する情報共有活用システムを構築し，公開すべき情報を整理のうえ評価に供する。
- 点検・評価に学外者の視点を組み入れるため，平成16年度に加えた経営協議会の学外委員1名のほか，必要に応じて学外者の意見を聞く。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 教育・研究・社会貢献・国際交流等に関する諸活動の情報を網羅的，かつ迅速に収集し，整理・蓄積するためのシステムの構築に着手する。あわせて公開すべき事項を整理するとともに，情報公開の方針を策定し，順次公開する。
- 各学部及び各附置施設等における年報等に，教育・研究・社会貢献・国際交流等に関する諸活動の実績記録を取り入れる。
- 各種委員会において，本年度の活動実績記録を取りまとめ，インターネット・ウェブサイト上に掲載する。

- 教員総覧を見直し、インターネット・ウェブサイトを更新する。
- 学長・理事等による定例記者会見を行うほか、状況に応じて適宜実施する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 環境・施設整備委員会において、資産（建物や設備、土地利用等）の有効活用に向けた基本的事項の調査検討を昨年度に引き続き行い、その方向性を提示する。
- 学術標本の保管条件の検討に着手し、保管スペースの確保に向けた検討を行う。
- 総合研究棟の改修を進め、快適性や安全性に配慮した実験室等の確保に努める。
- 留学生センターの活動を支援するために、利用スペースを引き続き確保する。
- 地域に開放可能な施設等の状況調査やバリアフリーの実態調査等を終了させ、環境・施設整備委員会で、それらの利用のあり方の検討を行う。
- 課外活動を一層促すために、昨年度完成の課外活動施設（第 期工事分）の有効利用を図るとともに、第 期工事分の早期完成及び供用に向けて努力する。
- 学生の視点に立った教育研究環境のあり方について検討するとともに、施設設備等の改善に努める。
- 寄附などにより、課外活動施設整備の 期工事促進に努める。
- 昨年度実施した実態調査に基づいて、屋外環境、美観維持のためのゾーン計画に着手する。
- 全学的な教育研究スペースの整備状況及び利用状況に関する点検を昨年度に引き続き行う。
- 環境・施設整備委員会においてスペースの共有化に向けた検討を行い、その基本的事項についてとりまとめる。
- 適切な維持管理と予防的修繕を行うための調査を行い、喫緊の修繕計画を立てるとともに、施設マネジメントの検討に着手する。
- 建物の耐震診断を昨年度に引き続き実施する。
- 電気、ガス、給水、排水等の現状を把握し、省エネルギーや経費削減の具体的方法について昨年度に引き続き検討し、経費削減に資する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 安全衛生委員会を中心に、学生や教職員の安全確保に向けた施設や設備の整備の上で必要とされる方策や安全、予防対策及び危機管理に関する教育・訓練に関する基本方針を策定する。
- 学生と教職員の安全確保のため、衛生管理者、産業医等による施設・設備の安全点検を定期的を実施する。
- 労働安全衛生法に基づき設置された各地区安全衛生委員会において、安全衛生委員会を中心として策定した基本方針に則り、安全対策、安全確保、危機管理等に関する行動指針を定め、計画的に実施する。
- 安全衛生委員会において、防災、防犯対策の強化に関する管理体制の整備計画の検討に着手する。
- 環境・施設整備委員会において、学生、教職員、地域住民等の緊急避難場所等に配慮しゾーニング計画を策定する。
- 大学情報基盤構築計画に沿って、大学全体の総合的な情報セキュリティ対策

に着手し、個人情報の保護等、情報の保護管理を実施する。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額
 - 1 短期借入金の限度額
1 6 億円
 - 2 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも予想される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡する計画
農学部附属演習林（船生演習林）の土地の一部（栃木県塩谷郡塩谷町大字船生7556 2,365㎡）を公共目的に資するため譲渡する。

剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、
 - ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画 （単位 百万円）

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
・小規模改修	総額 3 5	施設整備費補助金（3 5）

注）金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもありうる。

2 人事に関する計画

人事に関する方針

- 学長のもとに人事（人員及び人件費）に関する検討組織（プロジェクト）を置き、全学的かつ中長期的に管理する基本方針案を策定する。
- 人事調整会議において、教員に関する任用計画、採用、昇任の基本方針に則った適正な教員人事を進める。
- 教員の評価システムの素案に合わせ、人事評価のあり方を検討する。

- 社会の第一線で活躍している人材及び大学教職員の退職者を教育研究及び社会貢献等に活用できる柔軟な人材登用を行い，社会の人材を積極的に活用する。
- 教員の資質向上及び教育研究の活性化を目的として，任期制及び有期労働契約制度の効果的な活用を引き続き図る。
- 男女共同参画社会基本法に配慮して職場環境の充実に努める。
- 外国からも応募しやすい環境を整備するとともに，外国への公募を強化し，教育研究面での国際化に対応した外国人教員の採用に努める。
- 事務職員等の採用に当たっては，広く人材を募集し，職種に応じ，柔軟かつ公正な採用方針により，有能な人材の確保に引き続き努める。また，事務職員等の養成について，新たに「人材育成に関するビジョン」を策定し，資質や専門性の向上に向けた積極的な取り組みを行う。

（参考１）平成１７年度の常勤職員数 ７０５人
外数として任期付職員数の見込みを ８人とする。（現員）

（参考２）平成１７年度の人件費総額見込み ６，７９９百万円
（退職手当は除く）

（別紙）

- 予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画

（別表）

- 学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算(人件費の見積を含む) 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成17年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	6,339
施設整備費補助金	35
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	278
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	3,263
授業料及入学金検定料収入	3,166
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	97
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	347
長期借入金収入	0
計	10,262
支出	
業務費	9,602
教育研究経費	6,967
診療経費	0
一般管理費	2,635
施設整備費	35
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	347
長期借入金償還金	278
計	10,262

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等及び産学連携等研究経費及び寄付金事業費等には、連合農学研究科収入及び同研究科に係る経費86百万円が含まれている。

[人件費の見積り]

期間中総額6,799百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 退職手当については、国立大学法人宇都宮大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

2. 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,056
經常費用	10,056
業務費	9,355
教育研究経費	1,313
診療経費	0
受託研究費等	245
役員人件費	194
教員人件費	5,620
職員人件費	1,983
一般管理費	410
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	291
臨時損失	0
収入の部	10,056
經常収益	10,056
運営費交付金	6,213
授業料収益	2,614
入学金収益	414
検定料収益	89
附属病院収益	0
受託研究等収益	245
寄附金収益	93
財務収益	0
雑益	98
資産見返運営費交付金等戻入	31
資産見返寄附金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	258
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含み、連合農学研究科に係る経費86百万円を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含み、連合農学研究科収入86百万円を含む。

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	10,810
業務活動による支出	9,764
投資活動による支出	219
財務活動による支出	278
次年度への繰越金	549
資金収入	10,810
業務活動による収入	9,887
運営費交付金による収入	6,339
授業料及入学金検定料による収入	3,104
附属病院収入	0
受託研究等収入	245
寄付金収入	102
その他の収入	97
投資活動による収入	313
施設費による収入	313
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	610

[注] 受託研究等収入には、連合農学研究科収入86百万円を含む。

[注] 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等

国際学部	国際社会学科	210人(うち3年次編入学10人)	
	国際文化学科	210人(うち3年次編入学10人)	
教育学部	学校教育教員養成課程	600人(うち教員養成600人)	
	生涯教育課程	140人	
	環境教育課程	100人	
工学部	機械システム工学科	322人	他に3年次編入学60人
	電気電子工学科	322人	
	応用化学科	339人	
	建設学科	285人	
	情報工学科	302人	
農学部	生物生産科学科	420人	他に3年次編入学40人
	農業環境工学科	140人	
	農業経済学科	160人	
	森林科学科	140人	
国際学研究科	国際社会研究専攻	20人(修士課程20人)	
	国際文化研究専攻	20人(修士課程20人)	
	国際交流研究専攻	20人(修士課程20人)	
教育学研究科	学校教育専攻	16人(修士課程16人)	
	障害児教育専攻	10人(修士課程10人)	
	カリキュラム開発専攻	14人(修士課程14人)	
	教科教育専攻	100人(修士課程100人)	
工学研究科	機械システム工学専攻	50人(博士前期課程50人)	
	電気電子工学専攻	54人(博士前期課程54人)	
	応用化学専攻	56人(博士前期課程56人)	
	建設学専攻	44人(博士前期課程44人)	
	情報工学専攻	56人(博士前期課程56人)	
	エネルギー環境科学専攻	106人	
		(うち博士前期課程64人)	
		博士後期課程42人)	
	情報制御システム科学専攻	80人	
		(うち博士前期課程50人)	
		博士後期課程30人)	
	生産・情報工学専攻	21人(博士後期課程21人)	
	物性工学専攻	15人(博士後期課程15人)	
農学研究科	生物生産科学専攻	82人(修士課程82人)	
	農業環境工学専攻	24人(修士課程24人)	
	農業経済学専攻	16人(修士課程16人)	
	森林科学専攻	20人(修士課程20人)	
附属小学校	720人		
	学級数18		
附属中学校	480人		
	学級数12		
附属養護学校	60人		
	学級数9		
附属幼稚園	160人		
	学級数5		